

第 17 回 農業委員会総会議事録

日 時 令和 6 年 11 月 25 日 13:30～14:14

場 所 役場庁舎 会議室

出席委員（承認印）

1 番 埜田	2 番 八田	3 番 佐藤	4 番 内田	5 番 大島	6 番 鈴木	7 番 山口
8 番 水崎	9 番 柴田	10 番 加茂	11 番 水崎	12 番 濱野	13 番 出羽	

欠席委員：内田委員、鈴木委員、水崎（保）委員

議案説明のため出席した職員：野原事務局長、山下主事

1 開会

2 議事録署名委員の指名

2 番 八田委員
3 番 佐藤委員

3 報告事項

- （１）諸般の報告について
- （２）11月の業務報告について
- （３）12月の業務予定について
- （４）あっせん報告について

4 議案

- 第 1 号 合意解約通知の成立状況の確認について
- 第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 4 号 旧農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定に基づく農用地買入協議要請について
- 第 5 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 号 現況証明願の承認について

5 協議事項

- （１）農業経営基盤強化促進法に定める地域計画における目標地図（素案）について
- （２）その他

6 その他

- （１）次回の総会 12月25日（水）午後4時30分から
- （２）その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第１７回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立。礼。 本日、内田委員、鈴木委員、水崎保好委員から欠席の届出がありましたので報告いたします。 ただ今の出席委員数は、１０名で定足数に達しております。 これより先は議長の進行でお願い致します。
議長	皆さん大変ご苦労様でございます。 また、十勝の研修会大変お疲れさまでした。 それではさっそく総会を進めて参りたいと思います。 日程２の議事録署名委員の指名をいたします。 ２番 八田委員、３番 佐藤委員この両名を指名いたします。 続きまして日程３の報告事項に入ります。 （１）の諸般の報告について 事務局からはありませんが、皆さんから何かありますか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	それでは、（２）１１月の業務報告 及び （３）１２月の業務予定について、事務局から説明願います。
事務局長	議案３ページをお開きください。 （２）１１月の業務報告です。 １５日に幕別町で研修会があり９名の委員が参加しています。 ２３日収穫感謝祭があり、出羽会長に出席していただいております。 業務報告は以上です。 次に（３）１２月の業務予定です。 ７～８日で東京・中札内ふるさと会があり、出羽会長に参加していただきます。 １０日から１２月議会が開会となり、出羽会長が出席します。 下旬の総会となっております。 欄外になりますが、研修会の予定を掲載しております。 １月１６日芽室町において、農業者年金の研修会があります。１２月総会でご案内します。 南十勝の研修会が、２月５～６日ホテルグランテラス帯広で開催します。こちらについては、総会終了後に詳細についてご案内いたします。 以上となります。
議長	続きまして、（４）あっせん報告について、事務局から説明願います。

事務局長	今回のあっせん報告は、売買 2 件、賃貸借 3 0 件の成立となっています。 議案 4 ページをご覧ください。 売買の番号 1 番です。 議案 5 ページに位置図、6 ページに地番図となっております。 売り主は、坂田信夫さんで、買い主は、船田明志さんです。 土地の所在は、元札内東 2 線 3 0 4 番 1 のほか合計 8 筆、49,426.51 m²の農地です。 売買価格は 1 0 アール当たり、220,000 円で、総額 10,870,000 円です。 本年度の農地売買等事業に参加することで合意しています。 北海道農業公社の事業であります農業売買等事業に参加することから議案 3 4 ページで買入協議要請をしようとするものです。 続きまして、 売買の番号 2 番です。議案 7 ページに位置図、8 ページに地番図となっております。 売り主は、森康子さんで、買い主は、森淑嗣さんです。 土地の所在は、元札内東 3 線 3 2 5 番 1 のほか合計 5 筆、49,036 m²の農地です。 売買価格は 1 0 アール当たり 165,000 円で、総額 8,090,000 円です。 一般売買で合意しています。 続きまして、議案 9 ページから 1 6 ページまで、賃貸借のあっせん報告となります。 こちらは、賃貸借期間が 1 2 月までとなっている更新する案件となっております、3 0 件です。3 6 ページから 4 4 ページにあっせんに基づく、利用集積計画を掲載しております。 内容は大きく変わりませんので、ここでの案件ごとのあっせん報告は省略させていただきます、利用集積計画の方で合わせて報告させていただきます。 報告は以上です。
議長	以上で報告事項を終わります。 次に、議案の審議へ移ります。 議案第 1 号 合意解約通知の成立状況の確認について 合意解約の番号 1 番について事務局から説明願います。
事務局長	1 7、1 8 ページをご覧ください。 番号 1 番です。 貸主は、有限会社 五和農場で、借主は、有限会社 新札内生産組合です。 議案 1 8 ページ下段をご覧ください。 平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日から農地法第 3 条により賃貸借をしていましたが、令和 6 年 1 1 月 8 日をもって合意解約する通知の提出がありました。 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づく引き渡し前 6 ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされ

	ておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 1 号 合意解約の番号 1 番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第 1 号 合意解約の番号 1 番は、原案どおり可決決定されました。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について （1）所有権移転の番号 1 番について事務局から説明願います。
事務局長	議案 19、20 ページをご覧ください。所有権移転の番号 1 番です。 安田務さん所有の農地を息子で後継者である安田孝さんへ贈与する案件です。土地の所在は、常盤西 1 線 258 番 1 のほか、合計 44 筆、347,820.27 m²です。 21 ページが位置図で、22 ページから 26 ページが地番図となっています。 地区担当委員は、常盤地区が大島委員、加茂委員、中島地区が柴田委員、濱野委員です。 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書 1 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 所有権移転の番号 1 番について、地区担当委員の意見を求めます。 常盤地区の 5 番 大島委員 何か補足などありませんか。
大島委員	ありません。
議長	10 番 加茂委員 何か補足などありませんか。
加茂委員	ありません。

議長	続いて、 中島地区の ９番 柴田委員 何か補足などありませんか。
柴田委員	ありません。
議長	１２番 濱野委員 何か補足などありませんか。
濱野委員	ありません。
議長	それでは、所有権移転の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号 所有権移転の番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第２号 所有権移転の１番は、原案どおり可決決定されました。 続いて、所有権移転の番号２番について事務局から説明願います。
事務局長	議案２７、２８ページをご覧ください。所有権移転の番号２番です。 有限会社 五和農場所有の農地を有限会社 新札内生産組合が購入する案件です。土地の所在は、南札内西１線２０８番１のほか、４５筆、119,177.07㎡です。 売買価格は、１０アール当たり117,440円で総額12,852,100円です。 ２９ページが位置図で、３０ページが地番図となっています。 現地確認は、水崎保好委員、水崎勝秀委員が行っています。 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書２ページのとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 所有権移転の番号２番について、現地確認委員の意見を求めます。 ８番 水崎保好委員は欠席ですが、特にないということです。 １１番 水崎勝秀委員 何か補足などありませんか。
水崎委員	ありません。

議長	それでは、所有権移転の番号 2 番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 2 号 所有権移転の番号 2 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	議案第 2 号 所有権移転の 2 番は、原案どおり可決決定されました。 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、番号 1 番について事務局から説明願います。
事務局	議案 3 1 ページをご覧ください。番号 1 番です。 スノーアートヴィレッジという冬のイベントで、スノーアート作成の会場に利用したいため一時転用する案件です。 貸主は、茂古沼紀子さんで、借主は、中札内村観光協会です。 許可を受けようとする土地は、東 4 条南 7 丁目 1 番 1 のうち 1 筆、合計 10,400 m²です。 転用期間は、令和 7 年 2 月 1 日から 2 月 29 日までの 1 ケ月間となっております。 3 2 ページが位置図で 3 3 ページが地番図及びイベント利用図となっております。 また、総会資料 3 ページ～ 5 ページに調査書をお付けしていますが、本案件については、許可基準は、全て要件を満たしています、また、耕作ができない積雪期間のみの一時的な利用であり、本来の農地としての機能に支障をきたすものではない事などから、問題がないと判断しています。 なお、現地確認は、八田委員、内田委員が行っています。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 現地確認委員の意見を求めます。
八田委員	2 番 八田委員 何か補足などありませんか。 ありません。
議長	4 番 内田委員は、補足はないということです。 それでは番号 1 番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)

議長	質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、議案第３号、番号１番は原案どおり可決決定されました。
事務局長	議案第４号 農業経営基盤強化促進法第１６条第１項の規定に基づく農用地買入協議要請について 番号１番について事務局から説明願います。
	議案３４ページをご覧ください。 本案件につきましては、北海道農業公社による買入が特に必要と認められることから、中札内村に対し買入協議要請を行おうとするものです。
	それでは番号１番です。所有権移転の申出者は、坂田信夫さんです。 土地の所在は、元札内東２線３０４番１のほか合計８筆、49,426.51㎡の農地となっております。 説明は以上です。
	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、番号１番について、質疑を受けたいと思います。 質疑はありますか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決されました
事務局長	議案第５号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について 売買の番号１番について、事務局から説明願います。
	議案３５ページをお開きください。 今回の案件は、売買１件と賃貸借３０件です。
	売買の番号１番です。 森康子さんから森淑嗣さんへ、一般売買で所有権移転の案件です。 土地の所在は、元札内東３線３２５番１のほか、合計５筆、49,036㎡の農地で、所有権移転の時期は対価の支払日です。

	対価の支払期限は、令和6年12月31日までで売買価格は8,090,000円です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、売買の番号1番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。番号1番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号1番は原案どおり可決されました。 続いて、賃貸借の番号1番から30番について、事務局から説明願います。
事務局長	続いて、37ページから44ページまでの、賃貸借期間が今年の12月で終了することから更新しようとする案件30件です。 審議の仕方についてですが、案件が多いことと、更新でもあることから、ある程度の案件を一括してご審議いただきたいと思います。 また、委員が当事者となっている案件については、議事参与の制限により、一度退室をお願いしたいと思います。
議長	事務局から説明がありましたとおり、審議を進めていきます。番号1番から14番まで、事務局から説明をお願いします。
事務局長	それでは37ページ、番号1番です。 ジー・ピー・ファームさんから興和農場さんへの賃貸の案件です。新生東2線205番1の1筆、27,017㎡の農地です。令和7年1月1日から5年間、243,000円の借賃となっております。 2番。 同じくジー・ピー・ファームさんから児嶋明さんへの賃借。新生東3線206番2のほか合計2筆、29,949㎡、令和7年1月1日からの5年間、269,000円の借賃となっております。 3番。 伊東洋子さんから広瀬孝寿さんへの賃貸。上札内西1線314番1のほか合計9筆、91,644㎡、令和7年1月1日からの1年間、595,000円の借賃となっております。

4 番。
井原貞美さんから道見卓佑さんへの賃貸。
常盤西 1 線 2 6 1 番 1 のほか合計 2 筆、36,140 m²、
令和 7 年 1 月 1 日からの 1 0 年間、255,000 円の借賃となっております。

5 番。
砂岡ナミ子さんから中田洋介さんへの賃貸。
南常盤東 4 線 2 8 6 番 1 のほか合計 7 筆、42,882 m²、
令和 7 年 1 月 1 日からの 5 年間、334,000 円の借賃となっております。

6 番。
小西めぐみさんから岩崎農場さんへの賃貸。
新生東 1 線 2 1 9 番 1 のほか合計 1 2 筆、73,034 m²、
令和 7 年 1 月 1 日からの 2 年間、657,000 円の借賃となっております。

7 番。
同じく小西めぐみさんから田中秀則さんへの賃貸。
栄東 2 線 1 5 1 番 3 の 1 筆、49,706 m²、
令和 7 年 1 月 1 日からの 2 年間、397,000 円の借賃となっております。

8 番。
同じく小西めぐみさんから道田豊実さんへの賃貸。
新生東 1 線 2 1 7 番 1 のうちのほか合計 6 筆、89,905 m²、
令和 7 年 1 月 1 日からの 2 年間、809,000 円の借賃となっております。

9 番。
昭和農場さんから富田進さんへの賃貸。
元大正西 1 線 2 0 2 番 3 のほか合計 5 筆、19,581 m²、
令和 7 年 1 月 1 日からの 5 年間、176,000 円の借賃となっております。

1 0 番。
森康子さんから森淑嗣さんへの賃貸。
元札内東 4 線 2 9 番 1 のうちのほか合計 3 筆、29,000 m²、
令和 7 年 1 月 1 日からの 5 年間、189,000 円の借賃となっております。

1 1 番。
森浩嘉さんから森淑嗣さんへの賃貸。
元札内東 4 線 3 2 6 番 1 のほか合計 4 筆、112,766 m²、
令和 7 年 1 月 1 日からの 5 年間、700,000 円の借賃となっております。

1 2 番。
杉江敬子さんから川島嘉徳さんへの賃貸。
元更別東 4 線 1 0 番 3 のほか 3 筆、61,816 m²、
令和 7 年 1 月 1 日からの 1 0 年間、354,000 円の借賃となっております。

	１３番。 川村昭一さんから杉江茂さんへの賃貸。 新生東２線２１６番１のほか合計５筆、49,548㎡、 令和７年１月１日からの５年間、445,000円の借賃となっております。 １４番。 同じく川村昭一さんから川田一幸さんへの賃貸。 新生東２線２１４番１のほか１６筆、48,098.34㎡、 令和７年１月１日からの５年間、432,000円の借賃となっております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは賃貸借の番号１番から１４番まで一括で質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 賃貸借の１番から１４番までについて、原案どおり可決決定することに異議 ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、賃貸借の１番から１４番までは原案どおり可決決定されました。 次の番号１５番については、柴田委員が当事者となっている案件ですので、 農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議 開始から終了まで退席をお願いします。 暫時休憩いたします。 （柴田委員は退席）
議長	会議を再開いたします。番号１５番について説明願います。
事務局	番号１５番です。 貸主は太田孝良さん、借主は中戸蔦農場です。 中戸蔦東６線１３１番８の１筆で、15,484㎡の農地です。 令和７年１月１日から５年間で、116,000円の借賃となります。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは番号１５番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）

議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 賃貸借の１５番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、賃貸借の１５番は原案どおり可決決定されました。 暫時休憩いたします。 （柴田委員は着席）
議長	会議を再開いたします。 番号１６番から２０番までについて説明願います。
事務局	番号１６番です。 大谷重治さんから鎌田農園へ賃貸する案件です。 共栄東３線１３３番３の２のほか合計５筆、21,919㎡の農地です。 令和７年１月１日から５年間で、197,000円の借賃です。 番号１７番です。 大谷正廣さんから碓井孝樹さんへ賃貸する案件です。 共栄東３線１３３番１の１筆、27,078㎡の農地です。 令和７年１月１日から５年間で、243,000円の借賃です。 番号１８番です。 大谷正廣さんから鎌田農園へ賃貸する案件です。 共栄東３線１３３番２のほか合計４筆、19,928㎡の農地です。 令和７年１月１日から５年間で、179,000円の借賃です。 番号１９番です。 大和農場から井原匡啓さんへ賃貸する案件です。 南常盤東３線２８８番１の１筆、24,775㎡の農地です。 令和７年１月１日から２年間で、198,000円の借賃です。 番号２０番です。 大和農場から岩崎農場へ賃貸する案件です。 新生東１線２１９番２の１筆、24,867㎡の農地です。 令和７年１月１日から２年間で、223,000円の借賃です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは賃貸借の番号１６番から２０番まで一括で質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。

委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 賃貸借の１６番から２０番までについて、原案どおり可決決定することに異議 ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、賃貸借の１６番から２０番までは原案どおり可決決定されました。
	次の番号２１番と、４５ページ議案第６号 現況証明願の承認については、 大島委員が当事者となっている案件ですので、農業委員会法第３１条の規定に 基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願い します。 暫時休憩いたします。
	(大島委員は退席)
議長	会議を再開いたします。
	４２ページ、賃貸借の番号２１番について説明願います。
事務局	番号２１番です。 大和農場から有限会社 共進農場へ賃貸する案件です。 南常盤東３線２８６番１のほか合計２筆、49,628㎡の農地です。 令和７年１月１日から２年間で、397,000円の借賃です。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは番号２１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 賃貸借の２１番について、原案どおり可決決定することに異議ありせん か。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、賃貸借の２１番は原案どおり可決決定されました。
	続きまして、変則的ではありますが、

	４５ページ 議案第６号、現況証明願の承認について 番号１番について事務局から説明願います。
事務局	議案の４５ページをご覧ください。 番号１番です。 申請者は、大島富康さんで、登記地目の畑を現況地目の宅地に変更するための申請です。 土地の所在は、南常盤東２線２９２番１のうち１筆、２か所ありまして合計 211.01 m²の土地です。 ４６ページに位置図を、４７、４８ページに地番図をお付けしています。 現地確認は、佐藤委員、加茂委員が行っています。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは番号１番について、現地確認委員２名を代表して １０番 加茂委員に意見を求めます。 何か補足などありませんか。
加茂委員	ありません。
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、それぞれ採決に入ります。 番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決決定されました。 暫時休憩いたします。 （大島委員は着席）
議長	続いて、４２ページに戻りまして、 番号２２番については、私、出羽が当事者となっている案件ですので、 農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の 審議開始から終了まで退席します。進行を埤田代理に務めていただきます。 暫時休憩いたします。 （出羽会長は退席）
埤田代理	会議を再開いたします。番号２２番について説明願います。

事務局	４２ページご覧ください。 番号２２番です。 大和農場から出羽義幸さんへ賃貸する案件です。 元札内東３線４９番３のほか合計１１筆、74,044㎡の農地です。 令和７年１月１日から２年間で、555,000円の借賃です。 説明は以上です。
埤田代理	ただいま事務局から説明がありました。 それでは番号２２番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
埤田代理	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 賃貸借の２２番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
埤田代理	それでは、賃貸借の２２番は原案どおり可決決定されました。 暫時休憩いたします。 （出羽会長は着席）
議長	会議を再開いたします。 番号２３番から２８番までについて説明願います。
事務局	４３ページをご覧ください。 番号２３番です。 大和農場から杉江茂さんへ賃貸する案件です。 新生東１線２２１番の１筆、49,979㎡の農地です。 令和７年１月１日からの２年間で、449,000円の借賃です。 番号２４番です。 大和農場から川田一幸さんへ賃貸する案件です。 新生東１線２１４番１１の７筆、65,159.53㎡の農地です。 令和７年１月１日からの２年間で、586,000円の借賃です。 番号２５番です。 渡邊俊一さんから鎌田修さんへ賃貸する案件です。 上札内東１線６９１番１の１筆、30,375㎡の農地です。 令和７年１月１日からの３年間で、150,000円の借賃です。 番号２６番です。 嶋崎光子さんから新生農場へ賃貸する案件です。

	新生東１線２０８番の１筆、66,798㎡の農地です。 令和７年１月１日からの５年間で、600,000円の借賃です。 番号２７番です。 藤田正勝さんから戸水隆さんへ賃貸する案件です。 元大正西１線１９８番１の１ほか合計１０筆、26,926㎡の農地です。 令和７年１月１日からの５年間で、242,000円の借賃です。 番号２８番です。 藤田正勝さんから森洋明さんへ賃貸する案件です。 元大正西１線２００番１の３ほか合計５筆、35,656.12㎡の農地です。 令和７年１月１日からの５年間で、276,000円の借賃です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは賃貸借の番号２３番から２８番まで一括で質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 賃貸借の２３番から２８番までについて、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、賃貸借の２３番から２８番までは原案どおり可決決定されました。 次の番号２９番については、八田委員が当事者となっている案件ですので、農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 暫時休憩いたします。 （八田委員は退席）
議長	会議を再開いたします。番号２９番について説明願います。
事務局	番号２９番です。 藤田正勝さんから八田富雄さんへ賃貸する案件です。 元大正西１線１９８番１の２のほか合計５筆、28,231㎡の農地です。 令和７年１月１日からの５年間で、254,000円の借賃です。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。

	それでは番号２９番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 賃貸借の２９番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、賃貸借の２９番は原案どおり可決決定されました。 暫時休憩いたします。 （八田委員は着席）
議長	会議を再開いたします。 最後、番号３０番について説明願います。
事務局	４４ページをご覧ください。 番号３０番です。 藤田正勝さんから富田進さんへ賃貸する案件です。 元大正西１線２００番１の４のほか合計３筆、10,000㎡の農地です。 令和７年１月１日からの５年間で、90,000円の借賃です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは賃貸借の番号３０番の質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 賃貸借の３０番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、賃貸借の３０番は原案どおり可決決定されました。 ４５ページ議案第６号は先ほど審議を終了していますので、 以上ですべて審議を終了します。 次に日程５の協議事項に入ります。 協議事項（１）その他 目標地図（素案）については、事務局から説明をお

	願いいたします。
事務局長	(1) その他 目標地図(素案) 目標地図は、農地における10年後に目指すべき農地の姿で、農地1筆ごとに誰が担うかを明確にした図面ではありますが、例外として集積率が70%を超えている市町村については、現況地図をもって目標地図として置き換えることができることになっています。 農業委員会は目標地図(案)を作成し、村に提出します。 最終的には、目標地図案を村が来年の3月までに作成する地域計画とともに決定、策定するものです。 詳細については、総会終了後に協議いただきたいと思います。
議長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないようですので、協議事項については、総会終了後に行ってください。
	続いて、日程6(1) その他ですが (1) 次の総会の日程について事務局からお願いします。
事務局長	(1) 次回の総会ですが、12月25日(水)午後4時30分から、役場庁舎で願いいたします。
議長	次回の総会は、12月25日水曜日の午後4時30分からということで、開催場所は、役場庁舎で願いいたします。
	(2) その他 事務局から何かありますか。
事務局長	ありません。
議長	その他 皆さんから何かありますか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	それではないようですので、以上で第17回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 (「お疲れ様でした。」の声) (14時14分閉会)

本議事録は、会議の顛末について記録されており、間違いないことを認めここに署名する。

令和6年11月28日

議 長 _____

署名委員（議席 番 _____）

署名委員（議席 番 _____）